

第 8 期第 4 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 18 日 (月) 10 時から 12 時まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、中里委員、廣田委員、石塚委員、岡澤委員、浅見委員
鮎谷委員、岩橋委員、加賀美委員、小室委員、中村委員、松島委員、若林委員、
渡部委員、小泉委員、藤井委員、宮原委員、菊地委員、米沢委員、さわむら委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、地域振興課長、戸籍住民課長

4 傍聴人 0 人

5 議事および配布資料

諮問

- (1) 【諮問第 5 号】 公共施設予約システムに関する業務に係る電子計算組織の結合について
(地域振興課) 資料 1
- (2) 【諮問第 6 号】 区民事務所・出張所等に関する業務に係る電子計算機の結合について
(戸籍住民課) 資料 2

報告

- (1) 練馬区個人情報保護条例の一部改正についての検討結果の報告
(情報公開課) 資料 3
- (2) 平成 26 年度における公文書の公開状況について
(情報公開課) 資料 4
- (3) 平成 26 年度における個人情報保護制度の運用状況について
(情報公開課) 資料 5

その他

6 発言内容

(会長) ただ今から第 8 期第 4 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議題は、諮問が 2 件、報告が 3 件となっております。では、諮問第 5 号についてのご説明をお願いします。

(地域振興課長)

公共施設予約システムに関する業務に係る
電子計算組織の結合について資料 1 に基づき説明

説明は以上です。よろしくお願いたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

最初に説明のあった資料 6 ページはシステムの概要を説明しているところで、非常に重要な部分だと思います。利用団体が 11,000 となっているが、これには個人が入っているのですか。先ほどの説明では団体と個人が

混在しています。この場合は個人情報保護審議会ですから、個人情報としてどうなのか、団体の場合に法人格があるとするなら、その法人を登録する際に個人情報として何が含まれるのですか。まず、11,000 という数がどうという内容か、また団体については何を議論しようとしているのかを説明してください。

(地域振興課長) 利用者登録団体数は、現在約 11,000 団体です。区民・施設利用者がデータセンターにアクセスして申し込むには、各施設で団体登録または個人としての登録をしていただく必要があり、登録を済ませてこのシステムを活用されている団体数が現在約 11,000 です。

(委員) このシステム全体の個人も含めた利用者の数が 11,000 と受け取ったのですが、11,000 は単に登録している団体数ということですから、それではこのシステムの対象となる個人と団体における情報としての個人の数はいくつあるのですか。

(地域振興課長) 団体登録と併せて個人で利用できる施設もあるので、そこは個人としての登録になります。それぞれの団体の構成員数は把握しておりませんので、申し訳ありませんが個人も含めて登録されている団体の数が約 11,000 とご理解ください。

(委員) 11,000 の中には、登録されている個人の数も含まれているという理解でよろしいのですか。システムを使う可能性があるのは 11,000 の団体なり個人の範囲内で、これが繰り返し使う場合があってもこのシステムの組上に載っているのは、すべてで 11,000 の団体または個人ということですか。団体の場合に登録する個人情報は代表者だけですか。

(地域振興課長) 団体で登録する場合は、代表者と団体に加盟している個人も含めて登録しますので、団体に所属している人の名称・住所等が入ります。

(委員) そうすると、団体の場合は所属している人の情報が全部入っていて、それが今回の登録・結合の対象になりうるということになれば、登録総数個人を教えてください。

(地域振興課長) 文化施設とスポーツ施設によって個人情報の管理が異なります。文化施設は代表者および連絡者だけなので、1 団体につき 1 名ないし 2 名の個人情報が入ります。スポーツ施設は重複登録を防ぐために、構成員全員の情報も入れております。スポーツ施設利用団体の構成人数は、おおむね 1 団体 10 名程度となります。

(委員) 電算結合相手先であるワイイーシーソリューションズという会社について調べたところでは、NEC の関連会社で施設予約のパッケージシステムを所有し、官公庁中心に全国 143 の自治体や民間企業を扱っているということです。我々としては、会社のホームページの抜粋が載るよりも、活動状況等が載っているほうがより安心できます。

(委員) 今回の変更でユーザー側のログイン画面のデザインの変更がありますか。また、これまで団体利用した場合のデータは練馬区で管理していると理解していますが、今回のシステム変更によってデータセンターの事業者が団

体の個人情報もすべて管理することになるという理解でよろしいでしょうか。

(地域振興課長) 画面のデザインが変わりますので慣れるのに時間がかかるかと思いますが、3社から選ぶにあたって使い勝手が良く画面の見やすいところを選択しました。現行のデータは現在の事業者からすべて受け取り、つぎの委託事業者にデータを預ける作業も今回のシステムの進行に併せて行ってまいります。

(委員) 練馬区がもともと持っている管理個人情報とデータセンター事業者が区民からアクセスされて扱うデータと同じなのでしょう。先ほどの疑問は、このシステムで扱う個人情報が11,000だとしたら、それ以上はないのか。あるいは新たに区民からアクセスされた際に、その個人情報がデータセンターに行くのかどうか、その場合どうするのか。今の話は閉じられた件数の中でやっているから、もともと練馬区が取得した管理個人情報だからそれはそれでいいでしょうとみたいな話だと思うのですが、疑問なのは新しく個人情報を取得することはないのか。もしあるとしたら、どのように管理していくのか、その辺を教えてください。

(地域振興課長) 今回委託する事業者が管理する項目は38項目になります。今後、登録団体数が増えれば、新たに登録した団体について38項目がプラスされます。

(委員) 公共予約システムにアクセスしたときに、今の話では団体の名前さえ特定してあれば機能上は誰がアクセスしてもいいということでしょうか。そのときに、入力者が申込者名等の個人情報を入手することはないのですか。もともとの施設予約システムの中に管理されている以上の個人情報が取得されることはないですか。

(地域振興課長) 新たに個人情報が入っていくことはありません。

(会長) 申し込んだ情報はどうなるのですか。いつ、誰がどこの施設の利用を申し込んで、どういう施設を利用したという情報は取得されないのですか。

(地域振興課長) 各団体が施設を利用した実績はデータとして残るかたちになります。我々もそのデータを管理できるかたちになります。

(会長) そうすると、施設利用に関連する情報が申し込みのつど増えていくことにはなるのですか。

(地域振興課長) 新しい個人情報ということではなくて、利用者がアクセスした記録が残っていきます。

(会長) 新しく増える情報としては、団体名や代表者の属性ということではなく、あくまで施設利用に関する申し込みや利用実績だけという意味で個人情報としては増えないとおっしゃっているのですか。それを個人情報というかどうか別の話ですが。

(地域振興課長) そのとおりです。

(委員) 利用者の操作記録やアクセスログを練馬区が収集や管理するのはわかるのですが、受託事業者が操作記録(ログ)を収集するという意味はデータ

が事業者のハードディスクを通るという意味ですか、あるいは保管管理するという意味ですか。

(地域振興課長) 事業者も点検を含めているような形でシステムを操作しますので、事業者がそこから先に入って操作した記録をとるということです。事業者の管理が適切に行われているかどうかを我々としてもチェックするために事業者の操作記録を収集するということです。

(委員) この記録の保管期間は、どのくらいですか。

(地域振興課長) 事業者との契約期間を5年間としているので、この間は記録として我々が見えるようにしたいと考えています。

(委員) すると、私が5年前に施設利用の申し込みをしたという記録は、5年間事業者側のデータとして記録保管しているという意味ですね。

(地域振興課長) そうです。5年の契約期間は我々も確認ができる体制にしたい。

(委員) バックアップという意味でデータを施設の管理者である練馬区が保管するのはわかるのですが、事業者が5年間も情報を保管する理由があるのですか。

(地域振興課長) 区では記録として5年間保管管理していきたいと思います。事業者の記録というのは、事業者がシステムに入って操作した確認記録をきちんと取っていきたい。皆さんの利用団体等が使った記録を事業者が5年間も保管することは考えてなく、一定期間内で事業者が保管しなくていい仕組みにしたいと思います。

(委員) 28年1月からシステムが変わることによって、どのようなサービスが拡大できるようになりますか。

(地域振興課長) 対象施設がこれまでの33か所から40か所に増やし、また、各施設の空き情報をいち早く検索できる仕組みを導入するとともに、スマートフォンの専用画面を新たに設置します。さらに、今までのシステムではできなかった1時間単位での施設利用を可能にしていくなどが新システム移行に伴う改善点です。

(委員) 40施設に拡大したということは、これで練馬区の施設利用がほとんどカバーできるようになるのでしょうか。

(地域振興課長) 新システムによる対象施設の拡大の他にも、地域集会所ではすでに別のシステムを導入しており、ここでも同じような仕組みになります。この他、小中学校のように全体の公共予約システムにはなじまない施設もありますが、現時点で公共予約システムを利用するのが望ましい施設についてはおおむね含まれています。

(委員) 事業内容に経費節減の実現とありますが、これによってどのくらい経費節減ができましたか。

(地域振興課長) 今回、対象施設を33から40に増やすことと機能充実を含め、おおむね現行のシステムより金額的には少し増える形になりますが、区でサーバーを保管していた時と比べるとだいぶ縮小できる体制になるかなと思います。現行システムが5年間で1億5千万円余の経費だったが、新システムは予

算段階では1億6千万円余と若干高い数値となりますが、公共施設が今後も増加していく等を想定すると金額的には抑えた数字になっているものと認識しています。

(委員) 個人情報でありますので経費節減だけが目的ではないと思いますが、しっかりとした情報セキュリティを行って、施策の拡大に努めていただきたい。

(委員) 地区区民館の新しい予約申し込みの説明会で、早くから申し込めて便利ですという説明を受けたが、参加者はおとしよりが多くて説明書があってもわからない人が多かった。地区区民館では、常駐している施設の職員がやってあげますと丁寧に教えてくれますが、既に申し込まれていて空いているところがなかった。おとしよりが元気に活動しているということは地区区民館にとってもメリットがあると思うので、便利にだけなってより多くの方にサービスできるという面だけでなく、やはり今までのような手作り風なやさしいサービスを継続して大事にさせていただけたらうれしいと思います。

(地域振興課長) 施設まで出向かなくてもシステムを使って申し込みができるという便利が入る一方で、高齢者にはなじみきれないという方もいらっしゃいます。地区区民館も含めて窓口でもそのような方に対して親切に対応できるようにして徹底してまいりたいと思います。

(委員) 施設で利用書を打ち出せるということは、各施設の端末とデータセンターの結合はどうなっているのですか。委託先業者がその情報を扱うか、あるいは指定管理が入っている施設では指定管理者が情報を扱うことになると思います。不正利用を防ぐという意味では、施設側が代表者を含め利用者の確認をすることがあると思いますが、その辺は練馬区としての範囲内という理解なのか、それとも委託先や事業者が直接にやり取りをすることになるのですか。

(地域振興課長) この審議会には、練馬区とデータセンターを結合する部分についてのご審議をお願いしています。指定管理者を含めた事業者として結合するものにつきましては、あくまで委託とは別のことであり、指定管理の中のことについては今回の議論の中には入っておりません。ただ、管理する部分も含めてシステムを活用してチェックすることは指定管理業務の中に入ります。

(委員) そちらのセキュリティに関しては、練馬区と指定事業者との関係の中の個人情報保護の範囲内で別途きちんとやるという理解でいいということですね。

(地域振興課長) そのとおりです。区と指定管理者と締結している協定の中で個人情報保護については徹底して進めているところです。

(会長) 現在、ハウジング方式で利用しているのを今度クラウド方式にすることですが、区民の側から見たときに、どのような点で利便性が上がるのか、また利用する区民の側からしてどのような利用の違いが生じるのか教

- えてください。
- (地域振興課長) 利用者側からするとデザインの変更などがありますが、利用勝手が悪くなるようなことはありません。このシステムで申込みできる施設が増えるのは、区民にとっての利用勝手が良くなると思います。また、携帯電話等を含めたスマートフォンの専用画面を設置しますので、区民にとって使い勝手よい仕組みになっていければと思います。
- (委員) このデータセンターに練馬区のシステムを直結するということが、個人情報監視とか事業者側の操作記録の収集という項目がありますが、事業者側の操作記録を練馬区がどういう体制でどのくらいの頻度でチェックをしていくのですか。
- (地域振興課長) 事業所から定期的に報告を提出していただきます。報告の内容によってさらに確認が必要なものについては、ログの情報も提出させます。また、不定期の立ち入り調査もできるかたちをとります。すでに一度データセンターの下調査をし、事業者から提出されている内容と齟齬がないかの確認を行いました。引き続き定期的な報告を元にしながらかheckをしてまいります。
- (委員) 事業者側で監視員を置いて 24 時間操作を監視するということが、あくまで事業者が自分で管理すべき事項だと思う。それはそれとして、第三者である区から事業者の操作記録をどのようにチェックするかという意味で伺ったのですが、あくまでも事業者側から提供されたものを区がチェックするだけであって、区からは積極的に事業者側のログについて監視はできないということですか。
- (地域振興課長) 事業者から報告がなくても監視はもちろんできます。区民の方がシステムを利用して使い勝手が悪いとか、アクセスしたがつながらないなどの不具合が生じた場合の対応もできます。委託業者はこれまで 100 を超える自治体で行ってきた中では、過去にそういう不具合が生じた報告は受けておりません。何らかの障害が出た時には、こちらからも対応できるかたちをとっていきます。
- (委員) 本来練馬区が管理すべき練馬区民の個人情報なので、練馬区が積極的に事業者の記録をチェックできる体制をぜひしっかり整えていただき、個人情報の保護に努めていただきたい。
- (会長) 他にご質問ございますか。諮問第 5 号については、原案どおり承認ということよろしいでしょうか。
- (委員一同) <異議なし>
- (会長) では、諮問第 5 号については、原案どおり承認いたします。続いて、つぎの諮問に移ります。では、諮問第 6 号についての説明をお願いいたします。

(戸籍住民課長) 区民事務所・出張所等に関する業務に係る
電子計算組織の結合について資料 2 に基づき説明

- (会長) ただいまの説明について、ご質問・ご意見がありましたらどうぞ。
- (委員) ようやく練馬区も動き出したかということで評価したいと思うのですが、先行自治体でどういう問題や議論があったのかわかれば教えてください。それから今回は戸籍が入っていますが、戸籍地と住所地が異なる場合に練馬区のカードを持っていれば、練馬区に全体のシステムから来て、そこで住民票とあわせて戸籍地の自治体と練馬区がやり取りしてその情報が行くのか。あるいは戸籍は戸籍で全体のシステムがあって、そこから直に全体のシステムの方へいくのか教えてください。
- (戸籍住民課長) 先行自治体の例ですが、4月現在23区内でのコンビニ交付は住基カードを使って、港、渋谷、中野、杉並、荒川、足立、葛飾の7区が実施しています。そのうち、戸籍についても2区が実施しています。他の区で出た議論については把握していませんが、コンビニ交付をしたことによって何か大きなトラブルがあったという話は聞いておりません。戸籍のシステムですが、練馬区が本籍で他の市区町村に住んでいる方の戸籍情報は練馬のデータになります。練馬のデータをPDF化したうえでJ-LISに送り、そこからコンビニに送られます。本籍と住所地が違う方は、個人番号カードを持っていても利用できず、あらかじめコンビニの端末で利用登録をしたうえで、数日後に承認を受けてから利用が可能となります。
- (委員) 難しいところなので、わかりやすいシステム図を出していただけるよう要望します。練馬区民事務所は戸籍と住民票の窓口が1階・2階にフロアが分かれており、全国では珍しい例ですが連携はうまくいっていますか。
- (戸籍住民課長) 私たちも様々な自治体を見学しながら区民にとって利便性の高い方法を検討しています。ただ現実にはフロアのバックヤードに結構な人数が必要なために1か所にまとめるにはスペース的に足りない部分があるので難しいのですが、検討していきます。
- (会長) データをいったんPDFに変換と書かれていますが、セキュリティ上どんな面で意味があるのか説明してください。
- (戸籍住民課長) PDF化すると生のデータではないので、加工がしにくいというのが利点です。
- (会長) 消去する場合も確実に消去できるという面で安全ですね。他にご質問ありますか。
- (委員) 相続や墓地の改装などの手続きの際に他の都道府県に本籍があるような人にとって、地元のコンビニで書類が取れるのは便利になっていいことだと思うので、ぜひ進めていただきたい。個人情報の保護として、外部記憶媒体の持込・持出を行う場合は事前に承認を得ることとあるが、持込・持出はあくまで原則禁止を徹底しておかないとまずいのではないかと。
- (戸籍住民課長) コンビニ交付で出せる戸籍の証明は、現在の最新の戸籍に限られ、昔の戸籍については、当時登録のあった自治体に請求することになります。二点目の外部記憶媒体の持込・持出は原則禁止であり、例外的な場合だけの適

用とします。

(委員) 出張所機能を縮小することにもなって、区民、特に高齢者への配慮という意味合いで、この事業を郵便局にやってもらっています。郵便局の営業は通常9時から5時までだし、今回のコンビニは早朝から深夜までということになると、郵便局の方々を騒がせて今のサービスをお願いしていますが、郵便局の方は腹の中では大変な思いをもっていると思います。ここまで資料が出るということは、今サービスをしてもらっているところには一定の話をされていると思うし、今でもお年寄りの方は住民票を取るのに郵便局で結構時間がかかって取っています。そういう意味では、この結合はもちろん賛成するのですが、区全体のことを考えると60点かな。

(戸籍住民課長) 昨年の7月に区民事務所再編をした際に、出張所で取り扱わなくなった証明書発行業務は郵便局で発行できるという流れにしています。今回のコンビニ交付についても郵便局側には、区として今後こういう方向で考えているという内容についてご説明をさせていただいています。またコンビニ交付が28年4月以降に開始したとしても、郵便局での住民票等の発行につきまちは継続していく考えです。

(委員) 両立でいくということでしたが、本局以外の郵便局は場所が狭く、機械を設置するにも苦労したと聞いています。答申には賛成ですが、いろんな方の手を煩わせて今までサービスが行われているという事実を言っていたきたいと思います。狭いスペースにあれだけの機械を置いて苦労しているところもあるのです。

(戸籍住民課長) 郵便局のスペースをお借りし、この事業にご協力いただいておりますことにつきましては感謝をしている次第です。そういった意味も含めまして、より多くの区民の利便性、そして高齢者の方々への十分な配慮等も含めて今後も郵便局側のご協力も得ながら、こういった事業を進めていきたいと思っています。

(委員) 今回の諮問は専用回線を新たにつなぐということですが、やはりその先のことも想定してつないでいいかどうかの判断が必要だと思います。コンビニを使うという部分で、様々な不安や疑問がありますが、まずコンビニ交付を富士通とつないだ場合に、コンビニエンスストアはいくつの事業者と使えるようになるのですか。

(戸籍住民課長) コンビニ交付は現在も各自治体で行っておりますが、その中で特に大きな問題はありません。私どもも十分に安全性は高いと判断して今回諮問するところでございます。サービスを提供する事業所は、練馬区内に数多くあるということで4事業者を考えています。

(委員) 人口も多いし利用者もかなりの数になると考えると、実際に利用者が店舗で端末を使うところまで含めて、きちんとした個人情報の保護を練馬区が責任を持って行うことが必要だと思います。今回、証明発行後のPDFデータは店舗でもデータセンターでも削除されるということですが、この取扱記録はどこに残るのでしょうか。

- (戸籍住民課長) 取扱記録は練馬区側の自動交付機サーバーとデータセンターに残ります。
- (委員) トラブルがあった場合に、その原因をたどれるようにしておかなければいけないということと、PDFデータが削除されていることを確認できる状況にしておく必要が練馬区にはあります。このことについてこういった仕組みを使うのでしょうか。専用回線をつないでいる部分のデータ削除だけでなく、その先のデータ削除も練馬区が責任をもって確認・管理できる体制になっているのですか。
- (戸籍住民課長) システム全体できちんと削除されているというふうに確認できているところです。
- (委員) 端末一つひとつを練馬区が管理するというのは、区外分を含めるとかなり難しいかもしれませんが、データの管理を含めて慎重にやっていく必要があると思います。それと同時に、説明図に示されているだけでも3つの回線を通すわけだから、それぞれのところで何かトラブルがあった場合に、その先の専用回線を練馬区の判断で一時的に止められるという仕組みになっているのでしょうか。
- (戸籍住民課長) 障害があった場合には、それぞれの回線ごとに止められるようになっています。
- (委員) その先のところで起こったトラブルについては、練馬区に情報は入ってこないということですか。それともその時点で情報が入ってくるということでしょうか。
- (戸籍住民課長) 障害があった場合にも、練馬区に情報が入ります。
- (委員) 私たちとしては、マイナンバー制度で一括管理されることそのものにも危機感を持っていますし、一生その番号を使うということで今回個人番号が送信されるところからは削除されたわけですが、個人番号カードを使って照会をしていくという部分も含めて、このシステムそのものの個人情報の保護については、まだきちんとした検証・改善が必要だと思います。何かあった場合の危機管理体制も、区としての対応をいろいろなシミュレーションしておく必要があると思います。一度つないでしまえばそれでいいということではなく、検証なり改善が行われていくことを確認します。
- (戸籍住民課長) 個人番号カードは、それぞれの事業ごとに個人番号をキーに情報管理しているものなので、一括管理にはあたらないと思います。危機管理については、今後専用回線をつなく中で、それぞれデータセンターやJ-LISとも十分協議しながら危機管理体制について詰めていきたいと考えています。
- (委員) これまでは本人が端末を直接操作して受け取るから問題はないと言われてきたが、使う方によっては店員に聞きながら操作することもあるので、紛失を含めて様々なリスクは考えられますし、広がれば広がるほどリスクは高まると思うので、区が不断の努力をしていただきたい。このシステムを進めるにあたっては、まだまだ個人情報の管理として、区が慎重・丁寧にやる必要があると思います。
- (戸籍住民課長) コンビニ交付は本人が端末を通じて直接やり取りし、証明書を発行するも

のです。また、発行する手続きの中で必ずカードを取らないと証明書は発行できなくなっていますので、カードの取り忘れも防げると思います。そういった意味では、コンビニ交付は我々の持っている自動交付機と遜色ない機能を持っています。

(委員) 区民が支払う手数料はいくらですか。そして、富士通とコンビニにはいくら入るのか。決まっていたら教えてください。

(戸籍住民課長) まだ正式決定はしていないが、現在の自動交付機発行に近い金額でできればと考えています。これにつきましても、議会の同意が必要でございますので、その際に議論いただければと思います。逆に証明書を発行するコンビニ側には、J-LISを含めて1通当たり125円を委託料として払うことが全国で統一して決まっています。

(委員) 4月時点で23区のうち7区がコンビニ交付を実施しているという説明があったが、現時点の利用率の状況はつかんでいますか。先行する区の将来的な利用率の推定はされていますか。

(戸籍住民課長) コンビニ交付は多くの自治体で実施を検討していると伺っているが、どこが実施するかまではつかんでおりません。練馬区で言えば、住民票・証明書等の発行の60%以上が自動交付機で発行しています。自動交付機は区民事務所や出張所に置いてありますが、勤め先の近くにあるコンビニで昼休み時間を使って証明書が発行できるということが可能になるので、自動交付機等による6割を越す数字になっていくと想像しています。

(委員) 7区の現状は把握されていますか。

(戸籍住民課長) 総務省の資料から調査しておりますが、コンビニ交付を住基カードで行っている市町村名とどここの事業所でやっているか、それから証明書の発行内容についてはつかんでいます。具体的な数字や今後増加する自治体の予測等は持ち合わせてございません。

(委員) ぜひそうした情報の把握に努めていただき、説明資料に加えていただくよう努力いただきたい。

(委員) 従前から区が設置している自動交付機と比べて戸籍に関する証明も取れ、さらに多くの場所で24時間手続きができるということで、現在の自動交付機の意味が小さくなっていくと感じています。区が独自に設置している自動交付機の維持管理コストは、年間どのくらいですか。

(戸籍住民課長) 現在の自動交付機は、一億円弱のコストがかかっています。これは区が設置している22台の自動交付機の維持管理等の費用です。

(委員) 民有地に設置している場合には、そのコストに賃貸料も含まれているということですか。

(戸籍住民課長) 民有地の土地賃借料も含まれます。

(委員) 区独自の自動交付機が存在する意味が非常に少なくなっていると思いますが、このコンビニ交付を始めることとどのように整理していくのか。残すとすれば、どんな考えのもとに残すのか伺いたい。

(戸籍住民課長) 現在の自動交付機は、29年6月までがリースの契約期間になっています。

また、個人番号カードの配布状況やコンビニ交付の証明書発行状況も見ながら、29年6月のリース切れまでに方向を決めていきたいと考えています。

(委員) 公共施設予約システムを含めていざ利用しようとした時に、操作に戸惑う高齢者が多いと思います。自動交付機の場合も、周囲に人がいれば教えてもらうことがあります。新しい利便性の高いシステムはいいと思いますが、高齢者や新しいメディアをうまく活用できない人への配慮を十分にしていけないと血の通った行政になっていけないと思いますので、ぜひその点を考慮して進めていただくようお願いします。

(戸籍住民課長) 高齢者へは十分に配慮していきたいですし、また周知についても区報を中心に積極的にPRしていきます。また、区民事務所等の窓口におきましても引き続き丁寧に説明していきたいと思っています。

(委員) 証明書の費用ですが、現在の自動交付機は200円です。J-LISを含めて125円を委託料として払うと現状の費用を維持するのは無理だと思いますが、見通しはどのようなのですか。現在の自動交付機では2~3分で証明書が出て手続きも簡単ですが、コンビニ交付となった場合の区の受信項目が9項目ありますが、申請手順を教えてください。最後に、本籍地と住所地が異なる場合の申請番号というのは、固有の番号ですか。

(戸籍住民課長) 証明書費用のうち委託料の125円はコンビニ・J-LISを含めて支払う額です。自動交付機にかかる1億円の経費とコンビニ交付でかかる経費は異なり、正確な費用をあげるのは困難ですが、なるべく値上げをしないで済むようにしたいと思います。交付手順は現行の自動交付機とまったく変わらない状況で、操作はすべてタッチパネルで行うので現在の所要時間とほとんど変わりません。3点目の申請番号は、コンビニ交付の利用申請登録したときに符番される番号になります。

(会長) それでは諮問第6号については、原案どおり了承いただくということでしょうか。

(委員一同) <異議なし>

(会長) それでは、諮問第6号については、原案どおり承認いたします。

続いて、報告事項に移ります。本日の報告事項は3件あります。いずれも情報公開課からの案件ですが、資料3は条例の改正、資料4・5は平成26年度の運用状況についての報告なので、4・5は後でまとめてご説明いただきたいと思います。

では、まず資料3の説明をお願いします。

練馬区個人情報保護条例の一部改正についての 検討結果の報告 資料3に基づき説明

(会長) 従来、練馬区個人情報保護条例では個人情報についての条例という形で位置づけられていましたが、番号法の制定によって特定個人情報という個人

情報と意味の違う概念が入ってきました。番号法の制定に併せて練馬区個人情報保護条例も変えさせていただくという趣旨だと理解しています。かなり技術的な部分もありますが、ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

(委員) 今回の条例改正による特定個人情報にともなう罰則規定と番号法での罰則規定とはとの関係はどうなっているのか教えてください。

(情報公開課長) 罰則については、共通番号法に規定されるものは従来よりも重い罰則となっております。マイナンバーの対象となる特定個人情報の取扱いについては、共通番号法の罰則規定が直接適用されます。練馬区個人情報保護条例は、特定個人情報以外の個人情報について適用されることとなります。

(委員) 番号法で決められたことについては、直接この法律に基づいて罰則が科されるという理解でよろしいですか。

(情報公開課長) ご指摘のとおりです。共通番号法と齟齬が生じるところを改正するという考え方なので、共通番号法そのものは国の機関だけでなく、地方公共団体や民間事業者のすべてを規律する法律です。原則として罰則も含め、共通番号法が直接適用されます。

(委員) 2ページ(2)の特定個人情報の利用の制限の項目ですが、16条の2では実施機関として区が管理する特定個人情報を規定しているのだと思います。

1ページの説明図にある特定個人情報のうち区が管理している管理特定個人情報のことを言っていると思ったが、管理特定個人情報でない特定個人情報まで含めて議論しているのが2ページ(2)でいう趣旨なのか分からなくなったので解説してください。

(情報公開課長) 16条の2の記載ですが、特定個人情報の利用制限は区が管理している特定個人情報についての内容です。管理特定個人情報が正しいので、2ページ(2)で記述されている特定個人情報は管理特定個人情報と読み替えてください。

(会長) 他に質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、1件目の報告については以上とします。つづいて、資料4・資料5についてのご説明をまとめてお願いします。

(情報公開課長) 平成26年度における公文書の公開状況について
資料4に基づき説明
平成26年度における個人情報保護制度の
運用状況について資料5に基づき説明

(会長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

公文書の公開状況と個人情報保護制度の運用状況の資料の違いですが、公文書には個人情報に限らず、会社に関する情報も入っているということです。個人情報保護制度の運用の対象となるのは、まさに個人情報であって、会社の情報は入らない。ただし、会社の情報であっても社長の個人的な情

報は個人情報に入るが、法人情報と個人情報は法律上厳密に区別されているという前提でお目通してください。

他に何かご質問ありますか。よろしいですか。

報告案件については、以上とします。

本日の議案は以上です。事務局から次回の日程等の連絡はありますか。

(情報公開課長)

次回の日程ですが、9月上旬に開催する予定です。開催日時につきましては、後日通知でお知らせいたします。事務局からの連絡は以上です。

(会長)

以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。